	区の		政庁大路地区	運用基準	城南地区計画
区	分		約1.4ha		
		建築制限 【条例第4条】	建築できるもの (1)住宅(共同住宅を除く) (2)兼用住宅で政令第130条の3に掲げる用途を兼ねるもの	(1)住宅とは、専用住宅かつ独立した建築物と解せる(戸建て住宅) (2)事務所、店舗の面積は50㎡以下、かつ、住居面積≧(延べ面積/2)以内(政令130条の3) なお、兼用住宅は住宅と非住宅部分が建物内部でつながっていることを前提とする	
			ただし、同条第1項の用途を兼ねるものを除く (3)店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令第130条の5の 3で定める用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡ 以内のもの		
			(4)巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上 必要な建築物		
			上記(2)、(3)及び(4)については、都市計画道路8・6・131政庁大路線に面する用途 は、商業業務施設とする ただし、2階以上はこの限りではない		
		 敷地面積	7575 し、2階以上はこの限りではない 230 ㎡以上	▲  上記の方針を踏まえた想定される建築物の規模を考慮し、「専用住宅地区」より大きい敷地面積を	
	建		ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める 公益上必要な建築物は除く 【条例第14条】:除外規定	上記の方面を担信したとうのを未初のが決さったの、・サガロもとと157人との数と面積を	- BXAL
地	,		公衆便所、公衆電話所、巡査派出所等その他これらに類する建築物で公益上必要なもの		
FE	築	壁面後退 【条例第8条】	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、次の各号に掲げる境界線までの距離は、当該各号に掲げる数値以上とする (1)政庁大路線境界線2.0 m	-	
	ا ا		(2)その他の敷地境界線1.0m ただし、建築物の部分が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない (1)外壁等の中心線の長さの合計が5m以下のもの	(1)S61住宅局建築指導課長通達で、床面積に算入されない出窓及び雨戸、戸袋、窓格子	道路
	<u>:</u> 物		(2)軒の高さが2.3m以下の物置等で、かつ、当該部分の床面積の合計が5㎡以内の もの	等については壁面後退の対象外とする なお、門、門袖その他これらに類するものについても適用外とするが、その延長は敷地	1.0m以上 道路境界線 1.0m以上 準 * * * * * * * * * * * * * * * * * *
	等		(3)玄関等のポーチ部分で、ポーチの柱面から道路境界線までの距離が1.2m以上あるもの (3)高さ3m以下の独立する車庫で、かつ、床面積の合計が36㎡以内のもの	の間口辺長に対する割合を概ね15%以内とし、法47条の規定(壁面線による建築制限)により、高さ2m以下であること	車庫 36㎡以内 道
繋	3	11-7 - 1-51-4	(1) 1 0 m以下		b
	i la	【条例第9・10条】	ただし、階段室、昇降機室、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5mまでは当該建築物の高さに算入しない 【条例別表第4の備考2】:上記同様の除外規定		→ L B B b b b b b b b b b b b b b b b b b
備	関		(2)建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境 界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下 とする		敷 地 境 界 は透視可能な七のとする
	<del>j</del>	【条例第13条】: 市長が公益上必要な			2.0m以上
計	         	での規定は、適用しなお、許可に際して <b>形態・意匠</b>	ンない では、多賀城市都市計画審議会の意見を聴かなければならない  1 建築物等の形態又は意匠は、次の各号に掲げるものとする	1 落ちついた色調…黒、グレー系など	
		THE MENTS	(1)建築物の屋根は、周辺環境に配慮した落ち着いた色調とし、黒、グレーを基調とする和風の瓦葺き又は瓦葺き風の傾斜屋根とする ただし、片傾斜屋根は除く		• a+b+c≤5m
画	事 Ī		(2)建築物の外壁は、茶を基調とした落ち着いた色調とする 2 屋外広告物等は、美観、風致を害しない自己用のものとし、道路境界線から 1m以上後退させるとともに、表示面積の合計は、概ね1㎡以下とする	2 自己用は可、自己用でない広告のみのものは不可	<b>◆</b> <u> </u>
	項	垣・柵の構造	1 政庁大路線に面しては、生垣を設けなければならないこととし、その構造は、次に掲げるものとする ただし、出入口は、その限りではない	(1)1.5mの基準値は"概ね"とし、厳密な取扱いに留意する また、生垣の成長で基準高さを超えた場合まで追跡する必要はない (2)透視可能とみなす透過率(開口率)は、正面から見た透過率を概ね50%以上とする	
			(1)生垣の高さは、道路面から1.5m以下とし、政庁大路線境界線から1m以上後退した位置に設け、その前面には、低木の植栽を施し二段植栽とする(2)金属柵類を併用する場合は、透視可能なものとし、生垣から後退した位置に	政庁大路線沿道  での他道路沿道	1.25 道路 境
			設けるものとする また、金属柵類の高さは、生垣の高さを超えないものとする	【柵との併用の場合】       【柵との併用の場合】         見通しの良い柵       見通しの良い柵(前後を問わない)	20m
			2 政庁大路線以外の道路に面して設けるかき又はさくは、生垣により緑化するものとする ただし、透視可能な金属柵類を併用することを妨げない	政庁大路境界線 道路境界線	1.0ms/E
			3 土留擁壁又は基礎を設ける場合は、その高さは0.6m以下とし、その材料がコンクリート等の場合は、コンクリート面に化粧又は地被類を施すか、化粧ブロックとする	推壁の高さ0.6m以下 操壁の高さ0.6m以下 操壁の高さ0.6m以下 操壁の高さ0.6m以下 操壁の高さ0.6m以下 操撃のある場合] 操撃のある場合]	敷地北側境界
			ただし、政庁大路線に面する場合は、生垣から後退した位置に設け、その材 料は、コンクリート等のみでも可とする	1m以上 雑壁面に化粧又は地被類を施す 雑笠面に1c粒又は地被類を施す	
	容和	   用途地域   率/建ペい率	第一種中高層住居専用地域・第一種住居地域 200/60		